

## 第3回世田谷区子ども・子育て会議議事録

### 日 時

平成28年10月28日（金）9：30～

### 場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

### 出席委員

加藤副会長、天野委員、池本委員、猪熊委員、相馬委員、普光院委員  
飯田委員、松田委員、櫻内委員代理、石井委員、上田委員、廣田委員、橋谷委員、松谷委員  
上保委員、得原委員、中村委員

### 欠席委員

森田会長、正岡委員

### 事務局

中村子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、有馬児童課長、田中保育課長、  
上村保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、松本子ども家庭課長、  
小野若者支援担当課長、大澤幼児教育・保育推進担当課長

### 資 料

資料1 児童相談所の移管に向けた検討状況について

別添1 児童相談所移管に係る再検討について（概要版）

別添2 児童相談所移管に係る再検討について

別添3 児童相談所開設に向けたロードマップ

資料2 第2回子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会要旨

2-1 子ども・子育て支援事業計画調整計画（案）

2-2 一時預かり事業のあり方について

資料3 第2回保育の利用調整基準見直し部会の検討状況について（報告）

3-1 （参考）第2回部会資料

3-2 第2回保育の利用調整基準見直し部会の検討状況（概要版）

資料4 新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について

（別紙） 新規開設等予定施設・事業

（参考） 家庭的保育事業等の認可等について（報告）

（参考）-1 家庭的保育事業等認可申請概要

## 議事

事務局 お待たせいたしました。皆さん、おはようございます。今期の第3回子ども・子育て会議を開催したいと思います。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども育成推進課長の香山でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、所用のため森田会長、正岡委員がご欠席というご連絡をいただいています。正岡委員がご欠席ということで、本日は代理で世田谷区民間保育園連盟会長の烏山杉の子保育園長、櫻内京子先生にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付させていただいています資料を確認させていただきます。

〔資料確認〕

今後の議事につきましては、本日は森田会長が欠席されていますので、加藤副会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### (1) 児童相談所移管に関する動きについて

副会長 皆様おはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。森田会長がほかの用事と重なってしまったということで、今回に関しては私のほうで進行していきたいと思います。

それでは、議事が幾つかありますので、早速議事に入りたいと思います。

まず、議事の1つ目ですけれども、児童相談所の移管に関する動きについて、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局 前回子ども・子育て会議の際に、児童福祉法が改正されたことを受けまして、区として児童相談所の移管に向けて検討を進めていく旨ご報告させていただきました。その後の検討状況について本日ご報告させていただくものです。

資料1をごらんください。資料1ですけれども、児童相談所の移管に向けた検討状況についてご報告させていただきます。

1の主旨ですけれども、こちらに記載のように、今般の児童福祉法の改正を受けまして、区は基礎的自治体としまして児童相談所と子ども家庭支援センターが一体となり、一元的かつ地域の支援を最大限に活用しました総合的な児童相談行政を実現すべく、できる限り早期の児童相談所移管を目指すものでございます。区長会におきましては、6月の総会にて移管を希望する区は改正法の内容を踏まえ、2年前に行いました特別区移管モデルの具体化検討の再調整、それからロードマップ、スケジュールを定めたものの作成等を9月末までに

うこととしました。これを受けまして、庁内の関係所管によります検討委員会において、児童相談所の移管に係る再検討を行い、児童相談所開設へ向けましたスケジュールを定めたロードマップを作成し、区長会へ提出しましたので、この間の検討状況を報告させていただきます。

2、児童相談所の開設です。(1)設置場所ですけれども、できる限り早期の開設に向け、開設可能時期、施設規模、併設となる子ども・子育て施設や近接となる梅ヶ丘拠点施設との連携の有効性等を総合的に勘案しまして、総合福祉センターの機能移転後の一部を利用して設置してまいります。現在、桜丘に世田谷児童相談所がございますが、こちらについては一時保護所ですとか児童養護施設などでの、またそういった子育て関係の施設としての活用を視野に、都からの移譲を求めてまいります。

(2)開設時期ですけれども、平成32年4月以降のできる限り早い時期と考えております。ただ、開設に当たりましては、区単独での開設というのは現実的ではございませんので、特別区間での連携を考慮しまして、複数区での連携も視野に、同時開設を目指してまいります。

3の一時保護所の設置ですけれども、他の自治体との広域連携を前提に、区単独での設置を考えてございます。場所については、現在調整中となっております。

4と5ですが、4の児童相談所移管に係る再検討と、5のロードマップにつきましては、別添を見ていただきながらご説明させていただきます。別添1をごらんください。こちらは、児童相談所移管に係る再検討について（概要版）となっております。別添2が実際に区長会に提出させていただいたもので、その別添2から抜粋しておりますので、概要版を見ていただければと思います。

こちらの1ページの1、移管後の児童相談行政の体制についての1、児童相談所の設置を希望する理由ですが、こちらについては、区民生活に密着した基礎的自治体としまして、子どもの生命と権利を守ることを最優先に考え、児童相談所と区が現在行っております子ども家庭支援センターが一体となり、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した総合的な児童相談行政を実現するために、児童相談所の設置を目指してまいります。

2、移管後の児童相談行政の体制ですけれども、基本的な考え方としまして、児童相談所と区内5地域の子ども家庭支援センターが児童相談業務の中心となり、強力に連携して迅速かつ的確な対応を行ってまいります。また、地域と子ども家庭支援センターと児童相談所が一連となり、気軽な相談から虐待等要保護児童等の早期発見、早期対応に至る切れ目のない児童相談行政の体制を構築してまいります。

移管後の児童相談所と子ども家庭支援センターのあり方については、後ほど

3の移管後における児童相談行政の全体像でご説明いたしますが、3つ目のところに記載のとおり、児童相談所と子ども家庭支援センターが都と区の関係ということではなくて、区の内部組織となるということの特性を生かすことによりまして、迅速な支援を行うとともに、日々の情報伝達や定期的な情報共有会議等を通じ、認識の温度差が生じ両機関のはざまに落ちる等の課題を解消してまいりたいと考えております。

右側に続きまして地域との連携でございますが、区は基礎的自治体としまして、顔の見える関係を築いてきております。児童相談所と子ども家庭支援センターが保育園、幼稚園、学校等と連携し、援助や支援が必要と判断された場合は速やかに対応してまいります。

また、児童虐待防止対応の専門性強化でございますけれども、専門的知識を高めるため、他の機関と連携し、専門職の人材育成研修の実施や困難事例への助言などの協力を受け、児童相談所の確実な機能発揮に役立ててまいります。

広域での連携でございますが、一時保護所、施設養護、里親等について、広域での対応を進めるために、都や近隣市、それから特別区間の連携体制を構築してまいります。また、特別区の児童相談所だけでなく、都の児童相談所との情報交換の場を設け、連携してまいります。

効果的な児童相談体制の構築に向けた検討でございますが、地域に子ども・子育て・若者支援に関する資源が多く、また、地域行政を推進しているという特性を生かした世田谷区ならではの効果的な児童相談行政を推進するために、外部の有識者や関係機関等を含めた検討及び検証を行ってまいります。

3の移管後の児童相談行政の全体像でございますが、こちらについては別添1の4ページ目におつけしておりますイメージ図をごらんください。こちらでは児童相談所移管後の児童相談行政の全体像の案をお示ししております。ピラミッドの形の一番下、1層目としまして、学校、幼稚園、保育園で子どもの心身を注意深く見守る体制を確立し、児童館やおでかけひろば、子育て支援活動団体等によります妊娠期からの切れ目のない支援で子育て家庭を孤立させない仕組みづくりを進めてまいります。また、2層目の子ども家庭支援センターについては、子育て家庭のあらゆる相談に対応し、育児不安へ寄り添いながら虐待の未然防止、早期発見に取り組むとともに、地域のネットワークの中心となって継続的な見守りを行っていきます。最上部の児童相談所は、子ども家庭支援センターをバックアップするとともに、複雑困難な虐待ケースや非行への対応、一時保護、施設入所などの法的権限の行使を担ってまいります。このように、地域と子ども家庭支援センターと児童相談所が一連となり、切れ目のない児童相談行政を構築してまいります。

別添1の2ページ目をごらんください。2、児童相談所設置市の事務の実施

方法についてでございます。児童相談所を設置した際には、現在都が実施しておりますこちらに記載の14の事務もあわせて実施することになります。区単独での実施を基本として検討しておりますが、こちらに記載の、例えば5番目にあります白血病やリンパ腫など小児慢性疾患の医療の給付に関する事務の一部ですとか、13番の障害児に係る特別児童扶養手当の判定事務、14の療育手帳に係る判定事務については、専門性が高く、共通の基準等に基づき判定などを行う必要がありますことから、特別区の共同実施ということ視野に考えております。

右側に移りまして、3の児童相談所及び一時保護所の職員確保・人材育成についてでございますけれども、職員の配置につきましては、児童福祉法施行令によりまして専門職についての配置基準が定められておりますので、そういった基準を参考にしながら配置を考えてございます。今後、計画的に新たな採用など有資格者の確保に努めてまいります。

人材の育成についてですけれども、児童相談所における現場経験が非常に重要なことから、今後世田谷児童相談所はもちろんのこと、他の自治体も含めた児童相談所へ複数の区職員を派遣し、経験を積ませていきたいと考えております。

3ページ目をお開きください。4の児童相談所、一時保護所の施設整備についてでございます。1の児童相談所ですけれども、先ほどもお伝えしましたように、区立総合福祉センター機能移転後の跡に、子ども・子育てに関する複合施設として整備してまいります。

2の一時保護所については、他の自治体との広域連携を前提に区単独で設置してまいります。定員は25名程度を想定しております。場所については現在決まっておりませんが、既存の区有施設の活用や新規建設、また現在の桜丘にあります世田谷児童相談所の建物移譲を求め、一時保護所への転用の選択肢も視野に、引き続き検討してまいります。

5のその他としまして、社会的養護の拡充について、里親や施設養護など広域対応のための連携体制の構築や、情報システム、夜間休日対応、警察、家庭裁判所との連携など、体制等を構築してまいります。

それから、別添3をごらんいただきたいと思います。こちらでは、児童相談所開設に向けたロードマップをお示ししております。総合福祉センター機能移転後跡の活用を前提にしまして、平成32年4月の開設を想定し、施設整備や人材確保、都への派遣、関係機関との協議調整についてスケジュールを設定しております。ただし、開設の時期につきましては、冒頭でもご説明させていただきましたように特別区間の連携を考慮しまして複数区での同時開設を目指すことから、必要に応じて調整してまいります。現在、区長会におきましては、23

区からのこういったロードマップを集約して、23区全体での動きを11月末までに取りまとめるとしております。ですので、まさに今各区の想定を取りまとめているところですので、そういったところが全て出てきた後に、実際に何年度を目指して開設をしていくのかというところを改めて調整してまいりたいと考えております。その上で、東京都とも調整しながら具体的な実現に向けて進めてまいります。

以上が現在9月末に区長会に提出させていただきました資料になっております。世田谷区としましては実務を実際に行っているわけではございませんので、なかなか不十分なところもあるかと思えます。特に、施設養護の部分などについてはまだまだ検討が不十分なところとかがありますので、委員の皆様の中にも詳しい方がいらっしゃいますので、ぜひともご意見などをいただければと思っております。

ご報告については以上となります。

副会長

ありがとうございました。特別区長会に提出をした第1段階の資料ということでご報告いただきました。それで、要保護児童に対する入り口の支援から出口まで総合的に対応していく体制を目指すということになってくるわけですが、今ご報告いただきましたように、その準備過程におけるさまざまな課題、あるいはどういう体制を構築していくのかといった課題があるかと思えます。

それでは、今のご報告についてご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

委員

施設養護のところ、いろいろと中でもご議論されていると思えます。例えば、児童相談所から施設に措置する場合のところ、当施設の場合に限って恐縮ですが、今、都は11児相あって、11カ所全部から措置されています。多分、施設によっていろいろ偏りがあるのではないかと思います。その中で、世田谷児相からの措置は1割です。一番多いのが2割で、東京都の児童相談センターです。次に多いのが足立や品川で、必ずしも近くの児相から入ってくるわけではないし、むしろ振り分けなければならない場合も多々あります。そこは施設についても同様で、全ての自治体に施設がないため、施設のない自治体の振り分け方というところは結構、今の児童相談所の皆さんも相当苦労しているので、そこら辺のところが大丈夫か少し心配するところでもあります。

もう1つ、人材確保のところでは、いろいろ区の中でもやっつけらっしゃると思うのですが、いろいろ専門的な職員を採用しなければならず、3年間の任期雇用のような形でたくさん募集が来ているところです。お子さんの対応や親御さんの対応というのはやはり難しいところもありますので、そのあたりも勘案していただいたほうがいいかとは思っています。

事務局

ありがとうございます。施設養護のところにつきましては、おっしゃるとお

り区内の施設に世田谷児童相談所からの措置が全て行くわけではないということは伺っております、やはり広域での対応というのが非常に重要になると伺っております。特に、家庭の状況によっては区内ではないほうがいい場合も多々あるかと思っております。現在、東京都で一元的にそういったところを進めておりますが、お伺いしていく中では、おっしゃっていたように施設に片っ端から電話連絡をしても、施設の定員が満員だということで、あきを探すのがすごく大変な状況であるということは東京都からも伺っております。そういったところを東京都からもいろいろと情報をいただきながら、こういった形で東京都と区とで連携していくのかというのは、実はまだ東京都と交渉ができていない段階ですので、この後23区として考え方をまとめた後に東京都と調整をしてまいりたいと考えております。

職員の採用については、この児童相談所移管を実現するためには、何よりも最大の課題であるかと思っております。子どもの安全と生命を守っていくためには、やはり専門的スキルを持った職員の確保育成が非常に大事です。世田谷区では子ども家庭支援センターがあり、法的な措置ではありませんけれども、その一歩手前の部分までについてはこの間かかわっている経験がございます。そういった職員の活用であるとか、また新たに心理士であるとか、そういった専門的な知識を有する職員の確保が必要になっております。そこが非常に課題ではあるんですけども、できる限り実務経験を積むことで専門性を高めていきたいと思っております。今まさに東京都と調整をしておりますが、今、区の職員で1人世田谷児童相談所に派遣をしているんですけども、こういった職員の拡充であるとか、都内も23区全てからはなかなか受け切れないところもありますので、例えば近隣の自治体も含めて職員の派遣を受け入れていただいて、開設までの間にできる限りスキルを身につけていきたいと、そのように考えております。

副会長  
委員

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

今、当園にまさしく他県から引っ越してきた方で、お父様が保護されたお子様と、引っ越し前に居住していた地域の児童施設に入所されているお子様がいらっしゃいます。その後、東京都の児相から訪問があるということで、お父様はそれを待ち望んでいらしたのですが、それがもう2カ月放置されたままということです。お父様がおっしゃるには、うちのケースの場合は非常に軽いケースだから、重いケースに人材が割かれてしまうという言葉をお伺いしたのです。ぜひ最後まで見守るシステムをつくっていただければ、保護者の負担も軽くなるのではないかなと思っておりますので、せっかく一からスタートさせるのであれば、そこまできちんと見守れるシステムをつくってほしいなと思っております。

事務局           ありがとうございます。まさに今全国的にも、児童相談所でメインに活動する児童福祉司の職員配置がまだまだ不十分ということで、今回児童福祉法の改正に伴いまして施行令で配置基準でさらに人をふやしていこう、そういった動きがあります。やはり人を十分に確保していかないときめ細かな対応もできないと思いますので、ぜひ今のご意見を参考にしながら進めていきたいと思っております。

副会長           ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員             東京都からの移譲ということで、都のかかわりというのが薄らぐのはすごく嫌だなと思っていて、そのバックアップ体制のようなことの約束や取りつけのようなものはあるのでしょうか。

事務局           ありがとうございます。非常にそこも重要なところでして、現在東京都と区の関係で言いますと、今回児童福祉法の改正をきちんと読み解いていくと、移管ではなくて特別区が設置できる、そういった規定になっています。これをそのまま法律どおりにやっていきますと、実は今回特別区がそういったことができるようになっていくのですが、これまでも中核市は同じように設置できるという規定のもと、これまでに横須賀市と金沢市が設置をしております。それぞれこの間に視察に行かせていただいたのですけれども、それぞれの県と市の関係性で大分温度差があると思っております。例えば横須賀市では神奈川県と非常に良好な関係のもと設置をしまして、神奈川県によりますバックアップ体制、例えば非常に困難なケースのスーパーバイズなどもきちんと県からいただいているというような状況です。

金沢市と石川県の関係を見ますと、実はそういう関係になくて、もう対等だということで、実務で聞いてみますと、全く県の児相に相談することはないという関係だそうです。できれば、やはり東京都の中央児相などは非常に高いスキルを持ってありますし、あそこだからこそできる治療指導課というところがあって、家族の再統合の取り組みであるとか非常に先進的な取り組みがありますので、ぜひそういったところとの連携はしていきたいと思っておりますが、これは実はこれからの交渉になってまいりますので、そういった意識のもと交渉していきたいと思っております。

副会長           ほかによろしいですか。

委員             別添1の3ページ、その他のところに新たな施設養護の施設整備と書いてありますが、何か具体的なものがあるのであれば教えていただきたいのと、もう1つは、里親支援では、やはり里親さんのきめ細かな支援ということで言うと、本当に区がいろいろな支援をしたほうが里親さんにとってもすごくいいのではないかというのは個人的に思っていますので、そこをすごく期待するところがあります。

事務局

ありがとうございます。別添1の3ページのその他に「施設養護については、児童相談所設置後の新たな施設整備も視野に検討する」と記載してございますが、実はまだ具体的に何かこの時期にこういった施設をという検討はできていない状況です。この間、児童養護施設の関係で、東京都内での児童養護施設の東京都社会福祉協議会さんで活動されている方とお会いする機会があって、お伺いする中では、やはり今都内で一時保護所が満員なのですけれども、その背景には、児童養護施設も満員であるといった状況もあるそうです。また、里親の取り組みもなかなか広まっていないので、一時保護所の後の出口というのがあまり確保できていないというのも、1つ一時保護所がいっぱいである要因であると聞いております。

そういったことからしますと、やはり施設養護の整備も今後考えていかなければいけない、そういった課題意識を書かせていただいているところなのですが、具体的にはまだないという状況です。

それから、里親支援につきましては、基礎的自治体として区民に身近な区だからこそできるようなことをぜひとも検討していきたいと思っておりますので、またお知恵などいただければと思っております。

副会長

ありがとうございました。今、3人の委員からご意見いただきましたけれども、現状の児童相談所にもいろいろな課題がある中で、そういった課題も踏まえた上でどう体制を築いていくのか、今後もこの会議の中で継続的に議論をしていくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、時間の関係で次の議題に入らせていただきます。次は、議事(2)子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の検討内容についてです。10月14日に部会が開催されましたけれども、その部会の中では大きく分けて2つの議論が行われました。1つが、子ども・子育て支援事業計画の調整計画案について、もう1つが、資料2-2の一時預かり事業のあり方に関する議論です。本日は順番に2つの議題について議論させていただきたいと思います。

初めに、1つ目の世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画案について、事務局より資料のご説明をお願いいたします。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の検討内容について

事務局

それでは、子ども・子育て支援事業計画調整計画(案)についてご説明いたします。

まず、部会委員の皆様には大変恐縮でございますが、部会でお示しした内容から一部修正をしております。先日、部会では主に保育の数値ですけれども、29年4月の実績見込みや30年4月の想定見込みが固まった影響で、それを加味して修正をさせていただきました。しかし、その後事務局内で再検討いたしま

して、32年の4月の時点でこの定数を確保することで、保育ニーズを満たすことができるということで、議会や区民の皆様にご承認をいただいた素案の数値を、直近の見込みが変わったからといって変更するのはおかしいのではないかという議論になりましたので、もとに戻させていただいております。ですから、数値については、前回の会議でお示した素案と整合させていただいております。実績が計画数値と乖離する影響については、毎年度の計画の進行管理の中で修正を図っていくこととさせていただきます。部会に出席いただいた方には大変申しわけないと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。資料2-1について、基本的に数値等について素案から変更はございませんが、7月の子ども・子育て会議でお示した素案と、9月に議会に報告した素案では一部変わっているところがありますので、その点についてご説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして1ページをごらんください。こちらには調整計画策定の趣旨と計画期間を示しております。おめくりいただきまして2ページ、3ページには圏域と推計人口について記載しております。4ページをお開きください。4ページには需要量見込みや確保の内容がどのようなものかという説明と、次ページ以降の表の見方について記載をしております。

続いて事業内容に移ります。5ページになりますが、幼稚園等についてをごらんください。素案の段階では、未就学児人口がピークとなる31年度についてのみ記載していましたが、今回は5年間分を記載しております。また、確保の内容について、新制度に移行した特定教育保育施設と新制度に移行しない幼稚園に分けて記載しております。前は「教育・保育施設」ということで合わせて記載していましたが、2つに分けさせていただいております。

なお、確保内容の平成31年の一番下の欄になりますが、確保総計は13,446人ということで変更しておりません。平成27年度の実績の欄をごらんいただきたいのですが、こちらについては新制度にしない幼稚園のところの定数が減少になっております。これは認定こども園に移行した園、または廃園になった園がありますので、減少しております。いずれにいたしましても、確保の総計としては13,446を維持ということで計画を立てております。

次に、保育事業についてです。6ページの表になりますが、先ほどご説明しましたように、子ども・子育て会議、議会に示したのから変更しておりませんので、素案のままになっております。

続きまして、7ページ以降からは子ども・子育て支援事業計について記載しております。数値等は変更しておりませんが、先ほどお話しいたしましたように、子・子会議から議会に提出の際に一部変更しているところについてご説明させていただきます。

10ページをお開きください。10ページの 養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業です。こちらについては、需要量見込みは素案ではカッコ内のこれまでの計画数値と同様としていました。それを27年度実績の142をもとに、ゼロ歳から11歳の人口の増加率を乗じまして、需要量見込みを算出する方法に変更しております。確保の内容については変更はございません。

続いてその下の ひろば事業でございます。ひろば事業については、こちらは国の手引きによりますと、需要量見込みは年間延べ利用人数で、確保の内容は需要量を満たすには何カ所必要かということを示すことになっております。しかし、少しわかりにくいというご意見もありましたので、今回これに加えまして、確保の内容についても年間で利用できる延べ人数を示しております。それに基づいて需要量見込みが何カ所必要か、確保が何カ所必要かという書き方しております。確保の箇所数については、素案から変更はしてございません。

最後になりますが、13ページをお開きください。妊婦健診事業でございます。素案では、需要量見込みを27年度の妊娠届け数9,022人のまま同数で推移をしておりました。こちら先ほどと同様に、ゼロ歳児の推計人口の増加率を乗じまして、28年度以降の需要量見込みを算出し直しております。修正した箇所は3カ所でございます。

支援事業計画の説明は以上でございます。

副会長

ありがとうございました。続きまして、今事務局よりご報告いただいたものも部会で議論されたものですが、それ以外に部会でこういった議論が行われたのかということをご報告したいと思います。

資料2になります。子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の2回目10月14日に開かれましたけれども、今ご説明いただいた部分、計画における保育・教育施設と、地域子育て支援事業計画の整備目標値が示されていたものが先ほどご報告いただいたものになります。これらはサービスの利用希望調査と、人口の伸びを考慮して決定して、5年計画として整備に当たっているわけです。それで、先ほどの数値目標を着実に実現していくということがこの計画の進行管理上大変重要なのですが、今回の部会ではそれだけではなくて、もう少し利用者や子どもの置かれている状況を考慮して、サービス内容を改善したり、サービスの質について考えていくべきではないかといったご意見が多数寄せられました。保護者や子どもの置かれている状況や環境が悪化している面もございますので、それらを考慮して利用者の抱えている困難にサービスや支援は今しっかりと応えることができているのかどうかといったことが幾つか議論として出てきました。

資料2をごらんいただきますと、例えば、1ページの下の方ですが、ひろば事業を計画数として決められているわけですが、その拡充の手法をも

っと広げていくべきではないか、例えば、高齢者の活用や民家等のあきスペース活用といったことが書かれています。ひろばのような居場所を求めている利用者が多くいる中で、そういう親と子の居場所を柔軟につくり上げていくべきではないかといったご意見が出されました。

続いて2ページ目に行きたいと思います。一番上の病児保育についてですけれども、これは以前にも少し議論として行われた面もございましたが、やはり季節によって希望するニーズの増減がかなりあるということで、そういったニーズが高まる時期に提供数を増やすような、柔軟に病児保育を提供する体制が築けないかという議論が行われました。また、2ページ目の真ん中の部分で、これは後の利用調整部会の話ともかかわってきますが、保育所利用のあり方について、兄弟一緒に入れないか、あるいはそうなると1人目が入りづらいとか、いろいろサービスが限られている中でどう対応していくのかといった議論が行われました。それについては2ページ目の下のほうに書かれています。また、量的拡充がかなわないうちは、保育を受ける必要がある親子で保育が受けられない人たちがたくさん出てきている中で、子育て支援事業や、地域の支え合い、その他さまざまな支援によってサポートする仕組みを緊急的につくって対応していく必要が今求められているといった議論が行われました。

簡単ですが部会の報告とさせていただきます。

それでは、ただいまの内容、部会報告についてご意見、ご質問等ございましたらぜひよろしくお願いいいたします。

委員

子育て支援のニーズ量や必要性を数であらわすのはすごく難しいとっていて、ここにもニーズの話が出ていますが、保育園に入ったら他の子育て支援等は要らないというのとは違って、一時保育も子育て支援も全てのご家庭に必要だと思っています。なので、保育所に待機児が多いから今必要ということではなく、全ての家庭がいつでも利用できるようにというほうにシフトしなければいけないと思います。保育所を利用する親子がふえていくのであれば、その方たちをサポートする形での子育て支援の形へ変えていくということも必要だと思っていますので、代替案として今やっておくというものではないということだけ皆さんにご理解いただけたらいいなと思います。

資料2の2ページ下にも、「社会的機関にのみ依存する」とあり、こういうご家庭があることはもちろん事実かもしれませんが、それは社会の環境のあり方であって、このご家庭のせいではないというところで、ではどういう支援をしたらいいかということをご全体で考える議論にさせていただけたらと思います。

副会長

貴重なご意見ありがとうございます。後の一時保育の議論ともかかわってくる内容かと思えます。

ほかにかがですか。

委員 ひろば事業について、こちらのご議論の要旨にも、「多世代交流のような形の中に、ひろば事業を位置づけられないか」というご意見もありました。

地域や圏域ごとにネットワーキングの拠点やあり方というのも、結構独自性があると思います。ひろば事業は、よりよい地域ネットワーキングの核だと思います。なので、数ありきで17施設というよりかは、もっともっと世田谷らしい量と質の拡充のあり方があると思いますので、もう少し圏域ごとの特性を踏まえた議論も聞いてみたいと思います。

副会長 いかがでしょうか。そういった形で柔軟に設置していくような方向性ということに関して。

事務局 ひろば事業は多世代の方と接する機会が設けられているのは非常に重要だと思っておりまして、今現在、ひろばに出しております補助金の中には、加算事業としまして多世代の交流をするような事業を月2回程度行う等、そういった取り組みをしていただいているひろばについては加算をしています。地域と多世代でつながるような仕掛けをしていただきたいという思いもあって、そういった取り組みをしております。区内にあります多くの民間のひろばでは、そういった取り組みもしていただいているところです。ですので、非常に重要な視点だと思っております。

事務局 多分ひろばは単体でひろばだということではなくて、いろいろなところと連携をしながら実施していくものだと思っています。資料2に書いてあります多世代交流というのは、例えば高校生等、子どもを産む前に早いうちから子どもと親しめる環境が必要という意味だと思います。例えば児童館の中にひろばが併設されているところもありますが、そういうところも大切で、ひろば単体ではなく、青少年と接する機会を増やしていくことは重要だと思います。そういった部分も含めて、区でも検討させていただきたいと思います。

副会長 ありがとうございます。やはり事業をふやしていくときに、地域でこういった事業を効果的に展開できるようなNPO団体ですとか、その地域で活動されている団体等、そういったところに働きかけて核になっていただく取り組みが大変重要かと思いました。また、社会福祉協議会の子育てサロンですとか、あとは例えば新潟の地域の茶の間等、そういったインフォーマルな取り組みのようなものも、その裾野を増していくという意味では大変重要かと思いました。

他にご意見がなければ、次に進みたいと思います。

次は、部会での2つ目の議論、一時預かり事業のあり方についてです。こちらに関してまず事務局より資料のご説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、事務局より説明いたします。資料は2-2をごらんください。幼稚園以外による一時預かり事業については、表1のとおり、平成32年4月

の需要量見込みの年間延べ人数210,515人に対して、ファミリー・サポート・センター事業による確保を合わせまして、一番下の226,194人確保する計画となっております。このうち、確保の内容の一時預かり に記載したように、ほっとステイや保育所等による一時預かりは延べ199,100人を確保する計画となっております。その下にある表2に、199,100人の内訳を示しております。保護者の就労等、要件のある預かり事業である保育所等の一時保育による確保が延べ172,500人であるのに対しまして、理由を問わない一時預かり事業のほっとステイによる確保については延べ26,600人と13%程度にとどまっている状況となっております。

保育所等による一時保育は、皆さんご存じのように待機児を抱えている現状がありますので、仕事と家庭の両立を図る施策として重要な役割を果たしております。待機児解消の目途がある程度立つまでは、保育所による一時保育で待機児童となっている児童を優先的に預かることができる現状の体制を維持することは必要と考えています。

次のページの表3をごらんください。こちらには、保育の需要量見込みと確保の内容を書いております。平成29年の4月には、1歳から5歳の需要量見込みを満たす確保がされ、平成30年4月には、網かけ部分にあるとおり、一定程度余剰が生まれる計画となっております。この時期には、就労等を理由として一時保育を利用する方が大幅に減少するのではないかと考えております。

一方、在宅で子育てをしている保護者がちょっとした用事で気分転換を図る等、一時預かり事業にはレスパイト機能が求められています。ほっとステイやファミリー・サポート・センター事業により対応を図っているところですが、現状は、ほっとステイについては予約が大変とりにくい状況となっております。

こうしたことから、今後の一時預かり事業のあり方について検討を進めていく必要があると考えまして、この部会で検討させていただきました。

なお、下の破線内には、子ども・子育て会議の委員からいただいたご意見を記載してありますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、参考として別紙に保育所による一時保育とほっとステイの現行制度の違いについて表に示しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。簡単にご説明しますと、利用の要件、利用期間、預かり時間、対象年齢、保育料等について現状は異なっております。主に保育所の一時保育は就労を目的とした一時保育、ほっとステイは在宅子育て家庭を対象とした一時預かりという切り分けになっております。今後必要な改定に向けた検討を進めていく必要があると思っておりますので、子ども・子育て会議委員の皆様からご意見をいただいて検討していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

副会長

ありがとうございました。今、ご報告いただきましたように、一時保育は、今後どのようなあり方が望ましいのかというのが1つの論点として部会で議論されてきました。

資料2-2の別紙に書かれていますように、一時保育の場合、保育所一時保育とほっとステイの2つがあり、保育所の一時保育の場合は、就労や就労のための技能取得などによって保育が一時的に困難な方という利用要件が付されています。一方で、ほっとステイに関しては、家庭による保育が一時的に困難な方に対して理由を問わずに利用できる、そういう体制として進められています。こういう利用要件も含めて、今後どういうふうにしていくことが望ましいのかといったことを話し合ってきました。

部会での議論の要旨をご説明いたしますので、資料2の3ページをごらんください。部会では、大変難しいところなのですが、保育所に入れなかった人のためのもう1つの受け皿として、この一時保育を利用していく方向性、そしてもう1つは、理由を問わずに緊急的に利用を希望される方も数多くいる、そういう状況にもう少し寄り添っていくべきではないかといった2つの視点に基づいた議論がありました。3ページ目にまとめられている部分につきましては、どちらかという1つ目の柔軟な保育枠の設定という部分に関して、保育所を利用できなかった人たちに対する受け皿として、さらに柔軟に一時保育を利用できるような体制を築いていくべきではないかといったご意見です。

また、チャイルドケアセンターの設置というものが真ん中に出ていますけれども、これは少し児童福祉の機能を強化した形での一時保育の展開も今後必要ではないかといったことで出てきたご意見です。

部会の日に、利用者支援の取り組みの中から見えてきた課題として、理由を問わない一時保育の利用の必要性ということで委員より資料を提供いただきましたが、部会の時間も大変限られていた関係で、充分議論することができませんでした。委員提供資料を本日机上に配付させていただきましたので、この一時保育のあり方について、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員

貴重なお時間をいただきありがとうございます。提出させていただいた資料とともに、先ほどの資料2-2の別紙を見ていただければと思います。一時保育とほっとステイの違いがあるのですが、これは委員提供資料の1-一時預かりのところに書いたとおり、理由を問わない一時預かりであるほっとステイの数が本当に伸びていません。資料2-2の中では13%程度だと説明がありましたが、その伸びていかないほうが表の右側で、2時間が1,250円、6時間にすると4,100円、一時保育だと、1日8時間で3,000円ということで、大きく額が違ってきます。また、ゼロ歳からやっているところはとても少ないという状

況です。こちら側の事業に関しては、名乗りを上げてくれる人がいないという状況になっています。一時保育も、保育士の確保という課題がありますけれども、ほっとステイは、人材の確保という課題に加えて、場所の問題であったり、保育所の運営と子育て支援でもらえる補助金の額が全然違うという金銭的な問題があります。どなたか地域の中に担い手がないか、多分区役所の方たちも苦慮していらっしゃると思いますが、もうほっとステイをやろうとしてくれる人たちがそもそもいないという状況です。

ただ、こういうレスパイトがいつでも使えるということに関して反対する方はいらっしゃると思っております。子ども・子育て支援新制度でも、初めは給付対象の中に一時預かり事業が入っていましたが、後に給付対象から外されてしまい、地域の中でやれたらどうぞという事業になってしまい、普及していないのだと思います。

利用者支援事業というのが新制度とともに始まって、それこそよろず相談という形で、地域の側で身近な場所で直接お会いしての相談ということをやっているのですが、実はメールと電話でもご相談がいただけるような形をとっていて、携帯のメールアドレスから夜中に長文のメールが届くこともあるという状況です。まだまだ私たちの力が足りず周知も少ないので件数としては少ないのですが、少し調べてみるところ、やはり直接お会いしての相談も、それからメールや電話で、場合によっては匿名のお電話もあるのですが、そういった中で

の全体の数では一時預かりが4割を占めています。表面の一番上には、就労が混じっているので3割ぐらいと書いたのですが、実際裏面を見ていただくと、

の預け先に関する相談を合計すると40%となります。本当にいろいろな相談があります。

ただ、一時預かりというのは、預かってほしいという相談を最初から自分でしてくる方はとても少なく、こういう状況であつたら少しレスパイト的に一時預かりを利用したらどうですかというこちらからの提案を受けて利用していただく方が多くいらっしゃいます。私は働いていないので一時預かりを利用する資格はないと、最初から諦めている方もいらっしゃいますが、少しお子さんから離れてリフレッシュするということも大事なのではないですかということをお伝えしながらやっている状況です。ただ、お話しいただいたように空きがほとんどないので、この日にとにかく朝一で電話するようお願いしているような状況です。3日間連続で利用したい場合は、その前の月の同じ日に予約する必要があるため、例えば15、16、17日と利用したかったら前の月の15日に次の月の15日分、前の月の16日に次の月の16日分という形で、1日ごとに連日申し込みをしなければならないような制度となっており、とても薄氷を踏むような形で行っているという状況です。

なので、パートや短時間の働き方も含めた、働きたい人のための保育ということも、もちろん今の課題ではあると思うのですが、少なくとも全ての人に、ちょっと預かってほしいと思ったときにいいよと言ってくれる人がいる地域にしていけるといいなと思っています。

それを実現する形が今のところほっとステイですけれども、ほっとステイを増やすことは難しい状況なので、ほかにもいろいろな形で預かりが可能であればそれで構わないと思います。しかし、今あるいろいろな預かり先は、保育量がとても高額になっていて、そのうえ、区の関与が全くないところで、相談を受けた側としても、自信を持ってお勧めはできないところをご紹介しなければならないこともあります。それでも、どこも満員で他にご紹介できる場所もないので、選ぶときは皆さんが責任を持って選んでくださいという形で情報提供しているような状況です。ですから、経済的にもできれば区の補助が入った形で一時預かりがあったらいいなということと、区の補助が入るということは、必ず研修や監査等、区の関与があるということになります。そういった枠をもう少しふやせるような動きにしていけないと、子育て支援は虐待の発生予防という側面もあると思っていますので、そういった意味でも少しご配慮いただきたいと思います。

先ほどのお話にもありました、高齢者の方々が地域や子育てにかかわってくださるということに関して言うと、ひろばと一時預かりというのはそういう意味ではすごく密接なかわりを作ることができるものだと思います。ひろば事業で身近な相談を受けてもらえればオーケーな人もいれば、たまには少し子どもと離れる必要がある人もいます。私たちはハッピーセパレーションという言葉を使っているのですが、お互いいい時間を使うとか、親でない大人にかかわってもらうという機会をつくるという意味でも、一時預かりというのは多様な視点で有効だと思っています。区もなかなか良い方策がなく、制度があっても手を挙げてくれる人がいないという状況ですので、その部分について、どうしたら地域が手を出せるかということがこれからの課題かと思っています。

最近、保育園の反対運動や赤ちゃんの泣き声通報がものすごく多くなっています。もちろん何かあってはいけないので通報は大事だとは思いますが、一時預かりやひろば事業を地域に担ってもらうことで、少し子どもや子育てへの理解が広がっていくのではないかと思っています。なので、担い手の養成も含めて、地域がそこについて力を出してもらえようような制度をつくっていただきたいと思います。児童相談所が移管されるということも含め、少しこの辺の体力づくりというか、地域の受け皿をふやさないで、この先厳しいのではないかとこのを感じています。

それと、意見書の2に緊急一時保育と書いてあって、これは現在、緊急のときというのが本当に超々緊急のときになっていて、たとえ超緊急のときであってもあきがないと入れないという状況になっているので、ここについては引き続きどう確保していくのか、検討していただきたいです。それから、ファミリー・サポート・センターがそのときの頼みの綱になっていて、やっと27年度から区の関与をきちんととり入れた形でスタートはしているので、社協さんがすごく頑張っただけでマッチングもしていただけていますし、援助会員さんもたくさんふやしてくださっているんですが、まだまだ厳しいというところで、マッチングのバックアップをもう少ししないと難しいかなということを感じています。

最後に、意見書の4にあるさんさんサポートですが、これは、一時預かりではないのですが、産前産後に3回無料で使える2時間のチケットを配付しています。これも、ちょっと寄り添った見守りというところではとても有効で、ここについても積極的に事業に参加してくれる事業者さんをふやしていかないと全部ベビーシッターという話になってしまいます。いろいろ運動している地域子育て支援事業ではあるのですが、もう少し一体的なてこ入れがこの数年必要なのではないかと思います。

副会長

ありがとうございました。地域における担い手をどう育成していくのかという点、さらに理由を問わない預かりを希望される方々も、かなり差し迫った課題を抱えているということで、現在の一時保育の利用要件を再検討していく必要性も、段階的に再検討していく必要性もあるのではないかとということが含まれているわけですが、この件に関してご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員

今の意見には全て賛成なのですが、歴史的に見ても、一時保育というのはそもそも在宅家庭が、まず最初に緊急に必要なときに何とか助けようということで緊急一時保育という形で始まりました。そのうち在宅子育て家庭のリフレッシュという項目が加わって目的が広がったという歴史があるのですが、ここに来てやはり待機児童が非常に深刻になったということで一気に待機児童対策としての一時保育に変容してきたのではないかと思います。そういうことを考えますと、本当に私も今待機児童の親たちの切実な声に接しておりますので、何らかの保育の手当をしていただきたいという気持ちは強いのですが、働く親の間でも、だからといって在宅子育てをされていて本当に追い詰められているような親たちの救いの手が少なくなっているというのはおかしいのではないかと意見も上がっております。ですから、待機児童対策とのバランスということもありますけれども、一時保育というものを、さまざまな家庭の状況を救える方策として充実していき、そして柔軟に運用していくということは非常に重要なことだと思います。

この3ページの「(2)一時預かり事業のあり方について」の「柔軟な保育枠の設定について」の2行目、「短時間の預かりが望ましい0歳児の親が、育休あけのならし保育をするとき等、特に有効に活用できるのではないか」というのは、これはどういう状況を思い描いて書いてあるのかということがよくわかりません。ならし保育の目的というのは、まさに子どもが家庭から保育施設で長時間過ごすという生活の激変を緩和するために、特に保育する保育士さんとの関係を築くために行うものです。ですから、それを何か一時保育という別の場へ持っていくということは絶対できませんし、これから入所する保育所の中であっても別の担当でやるということも考えられませんし、あるいはもともとの担当のところでやって、残りの時間を一時保育でしのぐということでは、ならし保育の意味がなくなってしまいます。

それから、3つ目の「0歳は育休をとる、週3日勤務にする、半日勤務にする等、働き方改革もあわせて進めれば、保育の半日利用も可能になってくるのではないか。あわせて、1歳児の待機児がいなくなり、1歳からの入園が保障されるようになっていく必要がある」という書き方も、ゼロ歳児保育をなるべく減らして、一時保育でゼロ歳児はしのげればいいのではないかというふうにも読み取れなくもないのですが、働く親は会社員ばかりではないので、ゼロ歳児からのニーズというのはなくなることはないと思います。少なくなることはあり得るし、今のように保育園にとにかく席を確保するためにゼロ歳児で復帰するということは望ましくないとも思っておりますけれども、ゼロ歳児を一時保育にしてしまうということは恐らくできませんし、ゼロ歳から保育が必要な方にはやはり安定的な、恒常的な保育というものが求められると思います。

副会長            ありがとうございました。今の3ページ目のことに関して、事務局から何かございますか。

事務局            資料2に記載しているのは、部会で出た結論ではなく出された意見をまとめたものでして、それをご報告した上で広く皆様からのご意見をいただくというところの位置づけだということをご了承いただきたいと思っております。

もう1点補足させていただきます。一番上の丸にあるとおり、通常保育の話になってしまいますがという委員さんからのご意見です。通常保育の枠がかなりいっぱい待機児がいる中で、例えばゼロ歳児の間は働き方改革が進むと、例えば会社が半日とか週3を認めるという人が2人いるという状況になると、午前枠と午後枠でシェアをするというような柔軟な定員設定のあり方があるのではないかというご提案だと受けとめております。

委員              私も同じで、ここを読んだときに、特にゼロ歳児はまずは自分の母親や家族との愛着を受け、しっかり土台をつくる時期であり、それから第2の愛着の対象として、担当の保育者とのかかわりが軸になります。それが第3、第4、第

5と預かってもらえるところがたくさんあると、子どもにとっては心の基盤をつくる時に混乱するし、やはりゼロ歳児の育ち、発達ということを考えたときには、あちこちに預けるのは絶対好ましいことではありません。ですから、午前はこっち、午後はこっちということは、なるべくしないでいただきたいと思います。ですので、何か預かる数をふやすために細切れにするような印象を受けたので、私もこのところが少しひっかかりました。

委員 私は、保育の中に細切れで一時保育を入れるよう意見したわけではありません。また、保育園の子どもたちの預かり方が細切れになっていっては困るという意見もいただいたのですが、今、地域はそうなっているということがあります。例えば午前中、ひろばの一時預かりが10時から3時だったとしたら、その前にファミリー・サポート・センターの方に家に来てもらって、その方と一緒にひろばに来て、ひろばに引き渡し、ひろばで保育し、その後もう1回ファミサポの方やベビーシッターが来て、その後をつなぐという形で通院されている方もいらっしゃいます。そういった方は、細切れで預かってもらっていることになります。1カ月に50万ほどかかっている乳児保育と、保育園か幼稚園に所属する3歳くらいまでの子どもの地域での育ちというのが、一緒に語られないというのが今の感想です。この会議で、子ども・子育て支援事業計画については、もう何年間も議論していますが、子ども・子育て支援事業に関しては、あまり時間を割いて議論をしていないように思うので、できれば在宅の子育てのことについて皆さんのご意見をいただけると幸いです。

委員 資料2-2の中にも年間で4,100人分の枠があるということで、保育室でも一時保育を行っているんですけども、当施設では今27名の定員なのですが、今まで3名の一時保育枠があったのを、やはり待機児童が多いという中でどうしても定員枠に振りかえざるを得なくて、一時保育をなくしている状況です。けれども、やはり前までやっていたので、一時保育を今やっていますかというような問い合わせもいまだにいただいて、本当に申しわけない思いをしています。

ここに資料として出している保育所の一時保育とほっとステイの一時保育というのを見させていただいて、保育室というのはこの間をとっている本当にいい制度なのだなというのを改めて思いました。保育料は1日3,000円、半日1,500円ですし、ゼロ歳児の受け入れももちろん産休明けから行っていますし、2歳児までという限定ではありますけれども、やはり専門の知識を持つ保育士がついて保育できるということももちろんありますし、あとは、実際やっていた身としては保育をする上でどうしても責任がありますので、ほかの定員のお子さんと同じように個人記録を必ず書きます。そうすると、3人の担任を持っていたとしても、一時保育で来ている方、それこそ午前の枠と午後の枠と違うこともあり延べ人数にするとかなりの人数になるのですけれども、そ

のお子さん方に対しても個人記録を必ず書いていたので、実際は7人分書く等、そのような負担はかなりあります。

それでも、やはり受ける必要性も感じますし、とても意義のあることだと思ってやっていました。なので、区では移行を進めるということで、保育室がこれからなくなっていってしまうという危機感があるのですが、やはり保育室は保育室の意義というのがあるって、こういう方たちを受け入れる枠がつかれるのではないかとすごく思いますので、ぜひそこは皆さん理解していただいて、保育室は移行ということではなく残すということも考えていただければと思います。

委員

保育園としては、やはり一時預かりをやるに当たって、新設園は一時保育室を設けてやろうとしている園もあるのですが、保育士がまず集まらない。やろうと思っても、お部屋はあるのですが保育士がなかなか集まらないという実態が1つあるということ。あと、ゼロ歳児を緊急で預かってくれないかという問い合わせが、子ども家庭支援センターや実際お困りの家庭からもあります。一時保育は1歳からの集まりなので、なかなかゼロ歳児に対する一時預かりは難しいところがあります。当園でも、一時保育の中に緊急枠を設けてゼロ歳のお子さんもというふうには用意はしているのですが、実態として、区の最低基準を満たすためには、もう今ぎりぎりでお子さんを預かっているので、その緊急枠もなかなか利用できないという実態があります。

では、一時保育室の中でゼロ歳を預かれるかということ、設備等いろいろな援助の仕方が個別に必要なようになってくるので、そこも非常に難しいというのがあります。私立園でも緊急枠を何とか各園で利用できるようにやろうとしても、やはり今どこも本当に定員がいっぱいなので、そういった要望があっても非常に難しいという本当に悩ましい実態があります。ですけれども、今のいろいろなお話を聞くと、まだまだ保育園としてとりあえず人材が確保されるともう少し枠が広がっていくのではないかという実感がありますので、その辺りもぜひ、保育士不足に対しても検討を願いたいなと思っております。

委員

資料2の3ページの一番下の「レスパイト機能のあり方について」で、預かり事業は、レスパイトとしてどのくらい利用されているのか、という疑問が挙げられていますが、たくさん使われていると思います。民間もかなり充実しているので、レスパイトは民間を積極的に活用して、と書いてあるのですが、民間の事業者1個1個に問い合わせをして、近くの預け先を見つけるのが本当に大変なので、全て民間になってしまうのは困ると感じています。なので、区としてもし一元化できるなら一元化されて、自分の近隣の預け先を見つけられるような仕組みがあるといいと思いました。また、就労要件を優先させてしまうと、結局就労している方で枠が埋まってしまうので、誰でも自由に申し込める

ような枠を作っていただけるといいと思います。区民で母親のお友達がいっぱいいますけれども、みなさん一時預かりはよく利用されていますので、そこをお願いします。

委員

このごろ、世田谷に限った話ではないのですが、産婦人科や小児科のドクターに保育のことについて教えてほしいと言われて何度かレクチャーする機会をいただいたのですが、本当に何度も何度も産婦人科の先生から、委員提供資料の2番目の、とにかく出産のときの一時保育が全くなってどうなっているのかという問い合わせを、すごくよくいただきます。このところは、例えば病院等、いろいろな枠で対応しないと、本当に産婦人科の先生たちがものすごく困っているという話はよく聞いています。

あと1つ、これは他県の話なので世田谷の話ではありませんが、幼稚園で認可外をやっている園長先生にお話を伺ったことがあって、なぜ幼稚園で認可外なのかと聞くと、理由を問わない預かりをどうしてもしてほしいという人がとても多いからだと答えられました。例えば、下のお子さんを預かってもらわないと上の子の行事に出られない、体調が悪い、週に2日だけ働きたい、数時間だけ働きたい等の多様なニーズに応えたいという思いがあっても、新制度の小規模保育事業ですと就労している人の預かりで枠が埋まってしまうため、これらのニーズをどうしてもフォローできないから認可外をやっているという話をいただきました。

そういう意味で、理由を問わない一時預かりは本当にすごく重要だと、改めて思っています。

そして、これは質問ですが、一時保育だと1日3,000円ですけれども、ほっとステイだと6時間で4,100円という値段になっていて、例えば1日4,100円を働いていないご家庭のお母さんが支払うのはとても大変だと思います。3日間預けたら1万円を超えてしまうと思ったら、結構高くてちゅうちょすると思います。預けたくてもお金がなくて預けられない等、すごく切実な方もいらっしゃると思います。そのあたりの値段設定については、どのように考えているのでしょうか。

委員

議事3の保育の利用調整基準にかかってくると思うので、そこも含めて、今回こちらの部会に出席していたのでお話しさせてもらいたいと思います。

この部会に出つつづく思ったことは、やはり世田谷区が最優先してやらなくてはいけないことは、待機児童の問題なのだと思います。委員提供資料にあった話やレスパイト機能等、全てのところで待機児童の問題が解決しない限りは、ほっとステイや一時保育が満員だという形で、枠というところでいろいろ阻害されてしまっているというのを感じました。

例えば私の身近で、田舎で出産するという人がいますが、田舎ですと保育園

の一時保育があいているので、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんも預かってもらえるから安心して里帰り出産ができるという事例も聞いています。なので、待機児童対策を早急にやっていただいて、お母さんのぐあいが悪いときや、第2子、第3子出産というときも使えるようにあいているということが望ましいと思っています。

副会長        それでは、先ほどのほっとステイの保育料についての質問への回答をお願いします。

事務局        先ほどご質問がありましたほっとステイの利用料金ですけれども、こちらは要綱上では、例えば2時間で1,250円、4時間で2,500円という設定をしております。それ以降は1時間につきプラス何百円となる設定で、短時間での利用を前提とした制度構築が当初ありまして、こういった制度設計になっているところなんです。ただ、実際には結構長時間で預かる方もいらっしゃいますし、また今後課題提起にありますように、ある程度保育園でも理由を問わない一時預かりができるのかどうか、そういった議論をしていく中では、制度の差を埋めるような議論もしていかなければいけない、そういう課題認識は今持っているところでもあります。現状はこういったところです。

副会長        さまざまな貴重なご意見ありがとうございました。いろいろな理由で一時保育を利用される方に対してどういうふうに対応していくのか。さらに、一番最初に説明がありましたように、待機児童解消のめどが立ってくる段階を見据えて段階的な要件撤廃の手法、そのあたりに関してまたほかにご意見がある場合には事務局にお寄せいただければと思っております。時間の関係で申しわけありませんが、ここで次の議題に入らせていただきたいと思います。

      それでは、議事3保育の利用調整基準見直し検討部会の検討内容についてです。本日は森田部会長が欠席しているため、相馬委員より8月17日に開催された部会の議論について簡単にご報告いただきたいと思います。それでは相馬委員、よろしく願いいたします。

### (3) 保育の利用調整基準見直し検討部会の検討内容について

委員        2回目の8月17日の議論では、各項目の方向性まで議論して、本日のこの会議で中間報告をさせていただいて、次回の部会で結論をまとめて最終的に第4回の本会議にお諮りするという位置づけです。

      資料3を用いますけれども、詳しい部分については事務局から後ほど説明がございまして。この部会では、そもそもどういう考え方でこのことを議論するのか、子ども1人1人の公平性、あるいは待機児童問題という供給不足の局面における緊急性の優先順位を高く議論すべきなのか、まずはこの利用調整基準見直しを議論する上での原則や考え方についてお話をしてきました。とりわけ平成

31年が、計画期間においては未就学人口がピークとなるということで、当面供給不足の局面の中での緊急性あるいは供給不足の中でどのような最適解があるのかというところを優先させた議論であったと思います。

また、保育園というのは区民生活におけるライフラインでございますので、この中の検討状況の第3子以降の保育の優先利用について、すなわち兄弟加算のあり方については、大きな区民生活への影響があるということをまずは前提とした上で、事務局のほうから他区における施策の状況、あるいは近年の1次選考、2次選考の詳細な実情の分析の数値をもとに議論をし、このような検討の結果となっています。

では、詳しい部分は事務局より説明をお願いします。

事務局

詳しくは後ほど資料3や3-1をごらんいただければと思いますが、資料3-2に概要を表にまとめてございますので、そちらを使ってご説明させていただきたいと思います。

区といたしましては、入園選考の際のポイントのつけ方について、部会や子ども・子育て会議での議論を踏まえまして、もし話がある程度一致するものがあれば、来年の10月頃の入園選考から適用させることを予定しており、今検討をお願いしているところでございます。これまで区議会や区民の方からのメール等も含めましてちょうだいしているご意見をまとめますと、8つほどの論点があると思っております。このほか、また最近の動きで追加になりそうなものもありますが、とりあえずはこの8つの点についてご議論いただいているところです。

が第3子以降の保育の優先利用についてで、これは国からの意見もございまして検討課題としたところです。今のご報告にもございましたけれども、ことしの4月の入園状況で、兄弟点がついた人がどれくらいの内定率であったのかという対外的には公表していない資料も提出させていただいてご議論いただいたのですけれども、議論の中では、かなり兄弟点を廃止している自治体も多いということも出されました。今の世田谷区の兄弟点の状況を見ますと、兄弟点を5点加点することによって同じ園に兄弟で通ってもらうという当初の趣旨よりも、2人目、3人目の方が最初に入りやすい加点要素になってしまっていて、現実、兄弟ばらばらの園になっている実態もかなりあるということもございまして、今回いろいろ議論があるところですが、「方向性」に書いてありますように、引き続き継続審議課題として考えております。

の育児短時間勤務等に関することにつきましては、主に企業等に勤務されている方の場合、この育児短時間制度がかなり普及してきております。私たちも働き方改革、あるいは育休の全額保証や期間延長等、国に要望しております、実際国の見直しの大きな課題になってきています。あわせまして育児短時

間勤務ということで、育休明けに1時間、あるいは45分、短時間勤務ができる企業がふえてきておりまして、世田谷区はそういう方の場合であっても、フルタイム勤務としてポイントをつけております。それは一部自営の方等からはご批判をいただくのですが、その際の条件といたしまして、少なくとも5歳クラスに進級するときは育児短時間勤務を切り上げてフルタイムに戻る仕組みをつくっておりまして、親御さんや親の会の皆さんからは条件を廃止した方がよいとのご意見をいただいているところです。見直す方向性は、今の働き方改革等の動きからしますと見直しする必要はあるだろうということですが、時期だとか、そういった制度を廃止した場合、最初のポイントのつけ方をフルタイムと同じようにするのかどうかとかいう点については、やはり継続的に審議していく必要があると考えております。

の保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用につきましては、いわゆる児童福祉課題を抱えたご家庭あるいは親子ということで捉えまして、やはり児童福祉の観点から優先利用の対象としたほうがいいたるうということで見直し対象とさせていただいております。今はこういったケースにつきましても、区長が明らかに保育が必要と認める場合ということで対応しているケースもまれにあるわけですが、もう少しポイントの表の中にこういったことについてもしっかりと明示し、区民の皆さんのご理解をいただいた上で、そういった指数のつけ方に変えていくという方向性でございます。

の同一指数世帯の優先順位についてもいろいろご議論いただいておりますが、平成22年に一度今の優先順位に変更したところで、また、昨年新制度が始まったときにまた少し付加した点もございますけれども、結論といたしましては、今の優先順位のやり方でいいのではないかとございまして。

につきましては、いわゆるダブルケアと言われるもので、子育て中の方が配偶者や同居のご両親等の病気等によりまして介護が必要になるケースが多々出てきているわけですが、こういったケースにつきましてどういった対応をすればいいのかという議論です。これにつきましても、今は実際こういったケースが出た場合は、緊急保育を使っていただいて、緊急保育の期間を延長して対応するようなやり方をさせていただいておりますが、そうした場合に加点することは今盛り込まれておりません。本当にそういう緊急対応を繰り返しており、長期にわたってダブルケアの課題があるご家庭については、加点をするよう見直したらどうかということになっております。

は、一部区民の方や町会からご意見をちょうだいしたケースもございまして、新たな保育園の整備を促進するために、いわゆるご近所加点をできないかというものです。この辺につきましても、やはり近隣といった場合に何丁目に限るのか、何メートル以内に限るのか、区境にある場合の対応等、エリ

アを区切る合理的な説明がかなり難しいだろうということで、見直しは今回行わないで引き続き継続審議にしていこうということです。ただ、引き続きこれから4年間で保育園を80園ぐらい整備しなくてはいけませんので、また区民の皆様方の意見等も踏まえながら引き続き検討していく必要があると捉えております。

それから、の保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用につきましては、これは本会議でもご意見をちょうだいしておりますし、部会の中でもそういう加点をしてほしいというご意見をちょうだいしております。ただ、なかなか結論までは至っておりませんが、もし優先利用の項目として設定するのであれば、時限的に導入してはどうかとかいう方向性が出されております。見直しの対象とはするわけですが、こういった優先利用の仕方、例えば世田谷区内在住在勤に限定するのか、保育士という場合に認可保育園や認可事業だけに限定するのか、その他はどうするのか等、非常に検討しなくてはならない課題が多いということでございます。

それから、の早生まれの子どもへの対応についてということで、これは以前から区民の方からもメールもいただいていますし、区議会でも議論されているところですが、4月入園という学校の学年編成に合わせたような今の入園の選考をしていると、どうしても12月ぐらいから3月に生まれた方は、1歳児からの入園しか認可保育園はできないという実態がございます。この点についてもご議論いただいたのですが、これも待機児童の解消という量的な拡充の問題がやはり今先決している状況もございまして、引き続き検討していく課題ということで方向性が出てきております。

説明は以上でございます。

副会長

ありがとうございました。待機児童が膨大にいるがゆえに慎重な議論が求められてくるわけですが、ただいまの部会での議論の報告内容について、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。恐らく、この基準に関してはまた次回の部会や次のこの会議でも議論が継続されますので、こういったご意見でも結構ですが、いかがですか。

委員

の保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用に関してですが、これは民間保育園連盟でも本当に喫緊の緊急課題となっております。先月、園長会でも、各園の産休、育休が明けてお子さんの保育園入所を申し込む方たちの人数を把握させてもらったのですが、世田谷区内在勤で、世田谷区内で入園を希望されている保育士は、来年度63名おりました。世田谷区に在勤で区外の保育園を希望されている保育士はきっとそれ以上、100名近くになるかと思っております。そうすると、待機児対策の一環としても、保育士が不足していると非常に困りますし、受け入れ人数にも影響が出てくるので、民間保育園連盟とし

でも、これは自分たちでも何とか方法はないかと今検討している最中です。なので、できれば優先的に入れていただけるような施策が、これは時限的でも全然かまわないと思っておりますので、何とか検討していただきたいと切に願っております。

副会長           ありがとうございます。議事(4)に出てくる保育所の新規開園に伴いまして、やはり保育士不足が相当進んできているわけですがけれども、今のご意見に関して事務局より何かございますか。

事務局           保育士の優先入所については、人材確保がそんなに難しいのであれば検討したかどうかということで、国からも意見は出されているわけですがけれども、ほかの23区のポイントのつけ方等を見させていただくと、いわゆる職業を理由とした加点、減点はどの区でも実施していませんでした。区としては、部会のご意見を尊重して検討していきますが、入園選考を担当している個人の思いとしては、職業という点についてだけで加点することは、やはり非常に説明が難しいと考えております。例に出しやすいので出しますがけれども、例えば、大きな病院で専門のお医者さんをしていると、患者さんがもうたくさん待っていると。これはもう人材不足というよりも、ほかにかわる人がいなのですということを実に訴えていただく方等、特にそういう専門性の高い職業についている方からの嘆願書のようなものを多数いただいております。

何かほかにも方法はないのかということで、先ほどもご意見をいただきましたように、私立保育園の中でお互いに助け合って、1年間限定で定期利用という制度がありますけれども、定期利用保育あるいは緊急一時保育を組み合わせたような仕組みとして、臨時的にお互いに預かり合う仕組みを検討しているところです。自園で預かるといろいろな支障が出る可能性もありますので、お互いに近くの保育園に預けて、区内でほかの園に働きに行くような仕組みができないのかということで、保育室さんの中ではそういった事例もこれまでに幾つかございましたので、そういうのも参考にしながら、今そういった調整を行っているところでございます。

委員            今の話に関連しますが、通常の入園選考の枠外でお互いに預けあうような仕組みというのは、量的にどこまでそれができるのか、区内における認可保育園、公立、私立、また保育室さん、認証保育室さんの力を結集して、いろいろと知恵を出し合うようなたぐいのものなのかなと思えました。

また、非常に区民生活に大きな影響を与える、子育て家庭のご関心の高いイシューですので、入園のしおりですとか、あるいはいろいろと区民の方たちへの丁寧な説明ですとか発信などがより一段求められるようなものだと思いますので、そのあたりもまた大事になってくるのではないかなと思います。

委員            それぞれの課題ごとで、対象となる方がどのぐらいいるのかというのは分か

りますか。

事務局

昨年、申し込みされた方が6,500人弱ぐらいいらっしゃいますが、兄弟加点を付与されている方の割合はそのうちの3割はっていない程度で、育児短時間勤務の方は、おおむねの会社勤務の方がとられておりますので、恐らく6割を超えていると思われま。

それから、未成年の保護者というのは、人口動態統計によりますと10代の母親の出産が毎年大体20名前後です。多い年は二十数名、少ない年は十数名という状況です。ただ、父親は成年かもしれません。

同一世帯の優先順位というのは、例えばゼロ歳クラスに入る方だと109点でほとんどの方が並びます。兄弟がいる方がそのうち20～30%いらっしゃるわけですけれども、残り8割程度の方は109点で並びますので、今は主に税額が低い順という調整基準に基づいて決めているわけですけれども、非常に影響の大きい項目になってきます。

ダブルケアを必要とする方は、私たちが先行で把握している数としてはまだレアケースですけれども、実際にはもっとあるのかもしれないと思っております。

ご近所というのは、対象の範囲設定が課題にもなっているものなので省略します。

の保育士等の優先利用のところは、私立の保育士で来年4月に産休育休明けを予定している方は区内在住者で63名なので、区外在住者もあわせると恐らく私立だけでこの倍、区立も40人ぐらいいるかと思えます。さらに、区外に勤めている保育士さんもいると思うので、200とか300という数ではないかと思われま。

早生まれのお子様の対応は、12月から3月なので12分の4、年間8,000人産まれている中の3分の1ぐらいの方です。対象者の見込みについては以上です。

副会長

それでは、まだまだご意見があるかと思いますが、時間も限られている関係で、以上とさせていただきます。こちらに関してはまだ検討途上にございますので、さまざまなご意見を事務局にお寄せいただければと思ひま。

それでは、最後の議題に移りたいと思ひま。議事4新規開園施設等にかかる利用定員の設定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

#### (4) 新規開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について

事務局

資料4になります。一番下の米印のところをごらんください。27年4月以降、認可を受け開設する施設、事業につきましては、区が利用定員を定めまして確認を行うことが必要となっております。利用定員を定めようとするときには、あらかじめ審議会等、区ではこの子ども・子育て会議の意見を聞かなければな

らないということで、本日意見聴取をさせていただきたいというところがございます。

戻りまして、上から2段目、利用定員についてということで、今回は主に平成29年4月開設の利用定員を確認いただきたいというものでございます。

資料には書いていませんが、10月31日に来年4月新規開園する認可保育園やこども園の募集をスタートいたします。認可保育園が新規で18園、1,400人分ぐらいありまして、あとはこども園1園、それと認可園への移行が1園で、計20園で1,642名分の募集をかけていくということになります。新規開園するものを、基本的には資料4別紙に今回載せています。それと、定員の増減を図っているところ、廃止をしているところ、認可外からの移行を今回載せています。あと、居宅訪問型保育事業を3月より開始いたしますので、その施設につきましても今回載せております。

A3の別紙をごらんいただきますと「新規開設等予定施設・事業」となります。細かく数字が入っていて少し見にくい部分もありますが、地域別にそれぞれ1号、2号、3号の区分ごとに定員を入れております。

裏面をごらんください。次が、砧、烏山となっております。そして、烏山の下段が「全地域利用定員等合計」ということで、それぞれの地域をまとめたものになります。その下の「見直し後」等と書いてある表をごらんいただくと、一番下の行に「確保内容計」というのがあります。これが平成29年4月1日時点での確保内容になっております。一番下の右端、「2号・3号計」の17,772というのが現時点での来年4月までの現時点での確保数ということでお示しさせていただいたものです。

その1段上をごらんいただくと、「(見直し後)平成31年度事業計画数」、32年の4月時点のものですが、右端をごらんになっていただくと、21,584とあります。こちらの数字が、支援事業計画の見直しのところでご提示させていただいた32年4月までの人口増加もふまえた確保すべき量と同じ数字になります。その一段上の19,911が見直し前の事業計画の数値になります。ここからプラス1,637人分、支援事業計画の見直しによって32年4月時点でふやしているという状況になります。

今の19,911の上をごらんになっていただくと、これが見直し後の28年度の事業計画になっております。18,020、これも議事2の支援事業計画調整計画(案)の中に記載させていただいていた、28年度の見直し後の確保していく数字になります。これに対しまして、一番最初にご説明させていただいた一番下の数字17,772は29年4月1日時点での確保数ということで、想定よりもまだ248足りていないという状況になります。それぞれの地域ごとの数字については記載のとおりですので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

事務局

一番下に居宅訪問型保育事業ということで記載させていただいている運営法人むそう、それとフローレンスについては、29年3月1日開園予定となっております。確保内容増減が一番右に記載してありまして、3号認定の「1～2歳」のところで1人と3人で計4人確保していくという内容になってございます。

A4の資料4（参考）をごらんいただければと思います。先ほどのA3の資料の裏面の一番下に居宅訪問型保育事業ということで記載してありますが、これは世田谷区が今回初めて認可して取り組むものでございまして、イメージが皆様方、まだなかなかかわいていらっしゃると思うので少し補足させていただきます。

まず、事業の種類といたしましては新制度の中の家庭的保育事業等ということで、4種類あります。小規模保育事業や、いわゆる狭い意味での家庭的保育もあるわけですが、その中に居宅訪問型保育事業というものがございまして。これは、障害等で集団の保育ができない方がいらっしゃる場合にそういう事業を始めてもいい、あるいはそういった申請があった場合には認可をして事業を行っていいという制度になっており、それを初めて今回居宅訪問型として取り組むということです。

ただ、居宅訪問型の場合も、通常の保育園ではやっていない時間帯ということで、例えば夜の仕事があるために通常の保育が利用できないという場合も使えたり、その他の利用要件もあるので、恐らく今後居宅訪問型の対象も何種類か出てくることになるかと思いますが、今回はとりあえず集団保育ができない障害がある、そして医療的ケアが必要なお子様を対象とした居宅訪問型ということを始めさせていただいて、この資料4の1にありますように、区として初めて事業者さんを認可するというところでございます。社会福祉法人むそうさんというところが瀬田で今児童発達支援事業をやっていますけれども、居宅訪問型事業にも3月から取り組んでいただけるということなので、今回審査して認可することにしました。

そうすると、A3の下にもう1つあるNPO法人のフローレンスさん、こちらは認可しないのかということになるかと思いますが、こちらは千代田区で事業としては認可を受けていますので、世田谷区では新制度の給付の対象になるという確認行為をする形になります。区民から見れば、区内で事業をやるということでは全然違いはないのですが、そういった位置づけの違いがございます。

それから、先ほどの量的なことですが、例えば六千数百の方が申し込まれてくる中で、50%あまりの方が認可に内定しますが、いろいろ内定の手続きを進める中で、障害がある、あるいは医療的ケアが必要だということが判明するお子さんが大体内定する方で30人前後いらっしゃると思いますので、多分非内定

の方も含めるとその倍ぐらいの五、六十人は最低でもいらっしゃるのではないかと思います。諦めて申し込んでいない方もいらっしゃると思うのですが、区としても各保育園と相談しながら、障害があってもなるべく集団保育を受けていくというのは基本にさせていただいています。しかし、医療的ケアを定期的にやらないと、お子さんの健康や命にかかわるという方の場合は、これまでも内定はしても最終的には辞退していただくというような対応をさせていただいたので、今回、こういう形で定員数は1名と3名なんですけれども、新たに始めさせていただくことによりまして、医療的ケアも、たんの吸引と経管栄養ということで最初は限定になっているんですけれども、そういったケアが必要なお子さんを訪問型で受けていくこととしました。

訪問型といってもなかなか難しいわけですが、イメージといたしましては、世田谷区の特色は、8時間の保育ということになりますと、時間は家庭に合わせて調整します。例えば、朝8時や9時に保育士がお迎えに行き、お母さんから鍵を預かって、自宅で1時間程度保育をして、その後10時ぐらいに向けて児童発達支援事業所に行く。そこでは大概5人から10人ぐらいの障害のある方の発達支援が行われておりますので、10時ぐらいから午後3時ぐらいまではそこで過ごしていただいて、3時過ぎそこの事業が終わった後は、またご自宅に連れて帰って1時間強、5時ぐらいに親ごさんに引き継ぐまで居宅で保育をする、こういうタイプの児童発達支援という障害児の事業と、居宅訪問型保育を組み合わせた事業を開始するという事です。当面の定員は少ないのですが、保育士等の資格があって、かつ研修が終わった方でないといけないものですから、そういう体制がとれ次第、定員は今後もそれぞれの事業者さんがふやしていくとされておりまして、私たちとしても見守っていきたくております。

あわせて、入園選考がどうなるのというお話もあるかと思いますが、入園選考は一般の入園選考のほうも申し込んでいただいて、同じような点数のつけ方をしながら、この事業を立ち上げる際にかかわっていただきました専門の先生にも入っていただきまして、障害児保育実施会議というのを行いまして、最終的には指数も参考にしながら、事業者さんが受け入れることができるかどうかということもございまして、そこで調整をしながら利用できる方を決めさせていただきたいと予定しております。

副会長            ありがとうございます。それでは、ただいまの報告について何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員              新設の保育園がこれだけできる中で、運営法人も株式や学法、社会福祉法人だけでなくいろいろ入ってきています。世田谷区では開設前の研修として、区内の保育所に皆さんに行ってもらって実地で学ぶ実地研修や、講義などを実施

する等、開設前支援のためにもいろいろと取り組みがなされています。そして、保育士の確保が大変だというのは、もう本当にそれぞれの法人、それぞれの運営者のご苦労のところですが、何とか集めて開所したとしても、その後の職員の継続的な研修だとか、退職しないで働き続けるための支援や体制づくりというものが本当に必要となってくると思います。中には、この後大丈夫かな、継続的に見守りたいなというところもあれば、きつとうまくやっていこうなと思うところとさまざまでございます。

そういった意味では、開設後のこともとても重要であり、また、引き続き子どもたちの保育の中身、内容、質というものも含めて、世田谷の保育の質のガイドラインをしっかりと各新設園にも伝えながら、保育士の継続的な勤務を支えていくような仕組みが重要かと思うのですが、そういった研修や体制について、一言お願いできたらと思います。

事務局

平成27年度、新制度になってから特に保育所の数がふえてきたということで、質の維持とさらなる向上を目指して取り組んでいますけれども、現場としてはなかなか難しい状況にあるというのは感じています。これは地道にやっていくしかない取り組みです。開設前支援研修に加えて、通常研修を体系的に実施していますが、なかなか出席するいとまがないという声も多く聞いております。国が保育補助者をつける補助をつけてきていますが、それでは若干不足しているという感じもありますので、その辺をどう支援できるかということを検討する必要があります。あとは日常の巡回している中での支援のあり方、現場の私立保育園の園長先生が抱えている部分を、運営面、経営面を含めてサポートする体制をとれないかなというところで検討しておりまして、何重にもわたっていろいろな部分でケアしていくことによって保育の質を高めていく必要があるということで、日々もがきながらやっているというのが現状です。この方向性で、日々区としてもいろいろな支援をふやしていきたいと考えているところです。

委員

保育ネットの運用というのは、その射程には入ってくるのでしょうか。

委員

世田谷には5地域ありまして、私は烏山地域で保育ネットを今やっていますが、公立園、私立園に限らず、保育ママさんや小規模の方等、そういった方たちが連携をとって、今は年に3回ほど全体会を開いて、そこで、いろいろな今の行政だとか課題等を話す機会を設けたりしています。

このネットを通して、具体的には地域の方たち向けの施設相談会の実施等、いろいろな企画をしていく中で、新しい園長先生が入られたときに、本当に小さなことで皆さん困られて、いろいろなことで悩まれるそうです。園長って孤独だねという話がよく出るのですが、そこでこのネットが烏山の場合は特に有効に働いていまして、何でも気軽に聞けるような関係づくりを目指して、それ

を今続けているところです。これを通して園長たちがいろいろな意味での情報交換、例えば、こんな活動が今地域の方たちにとってすごく有効だ等、いろいろな話をする機会が全体会だけでなく様々な機会を設けて実施していますので、これがもっと各地域に根づいて広がっていくといいと思います。

保育の質のガイドラインについても、各園でどのように取り組んでいるかという話もその中で出てきますし、新しい園の園長先生からは、ほかの園の園長先生に自分の園を見てもらい、いろいろなアドバイスを受ける、そういう機会にもしてほしいという声も上がっておりまして、それを今お互いにやり始めたりしているところもあります。なので、そういった意味ではこのネットというのはすごく大事な活動になっているなと思っております。

委員

新規開園予定の事業の件ですけれども、この中で1つ、あすみ福祉会さんが2つ入っていますが、祖師谷の園の定員に関してですけれども、区で確認をとっている資料の数字と違うものが事業者のホームページに載っているのですが、それはどう解釈すればよいのでしょうか。あすみ福祉会さんの祖師谷公園内保育施設、こちらの資料では2号認定が48人で、ゼロ歳が4人、1～2歳が28人となっていますが、ホームページではゼロ歳がゼロ人、1、2歳が4人ずつになっていて、2号認定の部分が各学年24人で合計72人となっていました。これだとほとんどこども園の感じの年齢配分だと思っています。ただ、ホームページの説明だと開園3年目の定員と書いてあって、29年のゼロ歳児クラスは3名以上受け入れるとは一応書いてありますが、1歳児、2歳児については4名ずつという記載があります。こちら辺のところ、どうなっているのか教えていただきたいと思います。

あと、実は直近で他の自治体ですけれども、全く保育事業をやったことがないという事業者が手を挙げてきて、とてもできそうもないような状態だったのですが、住民の反対もありその事業者については撤退することになったということがあったわけですけれども、やはりそういうことで結局被害をこうむるのは保護者と子ども、特に子どもだと思うので、やはり世田谷区の入ってくる事業者に対する厳しい審査というのは今後も続けていただきたいと改めて思いました。

事務局

1点目のあすみ福祉会の件ですけれども、この祖師谷公園内の認可保育園に関しては、実はこれよりも前に計画決定している上祖師谷4丁目の保育施設が連動してしまっていて、そちらがゼロ歳から2歳に特化した園になるという形で、計画をしております。なので、上祖師谷4丁目で今計画しているのが、実は今まさに2点目でお話をされた近隣住民の反対に遭っていて、そちらが開園できない状況に今あるのですね。もともとそれが29年4月に開園をして、祖師谷公園内も同じタイミングで開園する予定でしたが、そちらがおくれてしまってい

て、上祖師谷4丁目が平成30年4月をめどに進めるという形で動いています。なので、開園3年後の定員設定として今ホームページで出ているのは、ゼロ歳から2歳の上祖師谷4丁目の分園から上がってくる方々の受け皿としての数字を反映したのになります。

なので、今ここで出ているものについては、当然受け皿としての枠は残しますが、ただその施設をつくっていった待機児童解消効果がまるでないという話であればもったいないということもありますので、法人と協議をしてゼロ歳から2歳の枠を少しでも設けるということで調整をしてきたというのが経過になります。

委員 　　では、同じ法人の連携施設で動いているということでしょうか。

事務局 　　そうです。

委員 　　それともう1つ、等々力7丁目保育施設についても、やはり事業者のホームページではゼロ歳児が9人で、1、2歳児が15人ずつという設定で117人となっています。ですので、そこも区の資料と数字が違うので、どうなっているのか教えていただきたいです。

事務局 　　等々力7丁目も、これは民有地を地権者さんと交渉してその土地を区でお借りして、誘致をしてあすみ福祉会に決定したという経緯があります。今回、ここを120名規模の保育園として公募をかけて、あすみ福祉会に決まったのですが、その公募のかけ方が、段階的に定員を変更していただいて構わないということ提示をしています。というのは、区が待機児童解消に向けて小規模保育事業をなぜできないかということ、連携先が設定できないということが大きな課題になっていました。なので、120名の規模の保育園であれば、少しでも幼児の枠をふやして必ず連携施設をやってくださいという形で実は誘致を開始しているものなのです。ただ、連携施設を設定するには幼児の枠がかなり大きくなってしまいますので、この施設だけを見るとこれも待機児童解消効果は少ないです。開園1年目、2年目ぐらいは小規模保育事業の新規開設がなかなか進まず、受け皿としての枠が必要にならないであろうと想定できたので、開園1年目についてはゼロ歳から2歳の定員を多くした形でスタートさせて、段階的に受け皿となっていくために、幼児に振りかえていくという形の定員設定を検討していただいて構わないという形の公募をかけさせていただきました。これも先ほどの祖師谷公園内保育施設と同じように、開園3年に向けて、120名規模の保育園に、幼児がふえる形の定員設定になっていきます。ただ、開園初年度である来年度に関しては、実際に低年齢児を厚くする形の定員設定にさせていただいています。このように、細かいところの工夫で低年齢児の枠をふやしていこうというのが狙いになります。

副会長            それでは、以上で本日の議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

事務局            本日も、貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。それでは、ここで子ども・若者部長の中村よりご挨拶をさせていただきます。

事務局            皆さん、本日もお時間いただきましてありがとうございます。子ども・若者部長の中村です。本日も専門的なお立場から、また、利用者の視点から、現場の実態から、活発なご意見をいただきました。それぞれご了解いただいたところを議会や区民のみなさんに具体的にお示ししていきたいと思えます。

冒頭、きょうは児童相談所の報告をさせていただきましたけれども、児童相談所はまだまだ東京都との交渉が必要で課題山積ですけれども、児童相談所という、非行ですとか虐待の本当に厳しいところを区が担ってこそ、一連のものを区がやっているということになると思えます。ぜひこれは実現したいと思っております、そういうことも視野に入れながら今後ともご意見いただいて、ご協力をいただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

事務局            それでは、事務局から最後に2点連絡させていただきます。

〔事務連絡〕

以上をもちまして第3回子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたりご議論いただきまして、どうもありがとうございました。